

・印かん  
※対象とならない方もいますので、新たに申請を希望する方は住民課国保年金班へお問い合わせください。

### 退職者医療制度

退職者医療制度は、長く社会保険などに加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に加入することで、国民健康保険の医療費負担が増加することを抑制するためにつくられた制度です。

退職者医療制度の適用を受ける方の給付費（自己負担分以外の医療費）は、退職者医療制度に該当する方の国民健康保険税と社会保険などからの拠出金で賄われています。

この制度は、平成27年3月末で廃止されましたが、それまでに退職被保険者証が交付されていた方（溯って交付された方を含みます。）は、65歳になるまで引き続き退職者医療制度の対象となります。

## ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。

●「ジェネリック医薬品希望カード」または「ジェネリック医薬品希望シール」をご利用ください。

ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談してください。

言い出しにくい場合は、「ジェネリック医薬品希望カード」または「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証、おくなり手帳を提示しましょう。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療方針や薬の在庫などによりジェネリック医薬品に変えられない場合があります。



## 国民年金保険料免除・猶予制度

収入の減少や失業等により、国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、申請により保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

### 免除・猶予の種類

#### ①免除（全額免除・一部免除）制度

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部免除されます。一部免除は、減額された保険料を納付しないと未納となります。

#### ②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。※納付猶予が承認された期間は、年金を受給するために必要な期間（受給資格期間）に算入されませんが、**年金額には反映されません**のでご注意ください。

### 対象期間

この猶予分を10年以内に納付（追納）すると、年金額に反映されます。

平成29年度分（平成29年7月～平成30年6月）の免除

除・猶予申請を7月から受付しています。

※申請日から、原則過去2年1カ月前まで遡って申請できます。

### 必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ②印かん
- ③雇用保険受給資格者証や離職票等の写し（失業による申請の方）

### ◎学生の方は学生納付特例制度の申請を必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
- ②印かん
- ③学生証（コピー可）または在学証明書

※審査は日本年金機構で行われ、後日、承認または却下通知が郵送されます。

### 申問千葉年金事務所

〒0443(242)6320  
住民課国保年金班  
TEL(84)1214